

米国Googleブック検索訴訟の和解 が持つ意味 — 図書館関係者への助言 —

三田図書館・情報学会 第140回月例研究会

2009年7月25日

インフォテック法律事務所

弁護士 山本 隆司

1. Googleブック検索の内容

- 提携する大学図書館の書籍をスキャン
- デジタル化した書籍をデータベース化
- インターネット「書籍検索」→検索結果：
 - ①全文表示
 - ②プレビュー表示・・・書籍の最大20%
 - ③スニペット(抜粋)表示・・・3, 4行のテキストを3つ表示
 - ④奥付頁表示

2. 紛争の経緯

- 2003年12月、Google Printプロジェクト発表
- 2004年10月、本格運用の開始を公表
- 2005年9月20日、米国作家協会らが提訴(Class Action)
- 2005年10月19日、大手出版社5社が提訴
- 2005年11月17日、Google Book Searchと改名
- 2005年11月30日、Googleはfair useなどを主張
- 2006年10月16日、両事件を併合
- 2008年10月28日、和解契約締結・・・米国出版社協会が参加
- 2008年10月31日、第2修正訴状を提出・・・”Class”を変更
- 2008年11月17日、裁判所が和解契約を仮認可

集団訴訟 (class action)

連邦民事訴訟規則23条(a):

- (1) 集団が全構成員の訴訟参加を求めることが実際的でないほど**巨大**であり、
- (2) 集団に**共通**の法律上または事実上の**争点**が存在し、
- (3) 集団を代表する当事者の請求または抗弁が集団の**請求**または**抗弁の典型**であり、また
- (4) 集団を代表する当事者が**集団の利益を公正かつ適切に擁護**できる場合に限り、
集団の代表として一部の当事者が訴えを提起しまたは訴えを受けることができる。

フェア・ユースの法理

米国著作権法107条:

「第106条および第106A条の規定にかかわらず、批評、解説、ニュース報道、教授(教室における使用のために複数のコピーを作成する行為を含む)、研究または調査等を目的とする著作権のある著作物のフェア・ユース(コピーまたはレコードへの複製その他第106条に定める手段による使用を含む)は、著作権の侵害とならない。著作物の使用がフェア・ユースとなるかを判断する場合に考慮すべき要素は、以下のものを含む。

- (1) 使用の目的および性格(使用が商業性を有するかまたは非営利的教育目的かを含む)。
- (2) 著作権のある著作物の性質。
- (3) 著作権のある著作物全体との関連における使用された部分の量および実質性。
- (4) 著作権のある著作物の潜在的市場または価値に対する使用の影響。

上記の全ての要素を考慮してフェア・ユースが認定された場合、著作物が未発行であるという事実自体は、かかる認定を妨げない。」

Classの定義の変更

第2修正訴状において、「『Books』また『Inserts』に対して米国著作権上の利益を有するすべての者または団体」を集団として定義

<米国著作権上の利益を有するすべての者>

ベルヌ条約に基づいて、日本人が創作した著作物また日本で最初の発行された著作物も、自動的に、米国著作権法に基づく著作権を与えられる。

→日本人も訴訟当事者に

仮認可の決定+変更決定

(1) Class代理人の決定

(2) final settlement/fairness hearing

日程: 2009年6月11日 → 10月7日

目的: (a) 和解契約は「fair, reasonable, and adequate」であるか、

(b) Class とSub-Classを認可すべきか、

(c) 和解契約を承認すべきか

(3) 告知期間: 2009年1月5日 ~ 2009年2月27日

(4) オプトアウト手続・・・期限: 2009年5月5日 → 9月4日

(5) 異議申立手続(object)・・・期限: 5月5日 → 9月4日

異議の対象事項:

(a) 和解契約

(b) Class とSub-Classの認可

(c) 訴えの棄却

(d) Class代理人の報酬額その他

3. 和解の内容

和解契約の当事者となるクラス

「書籍または挿入物に対して〈著作権上の利益〉を、〈告知開始日〉現在において、保有するすべての者」

...ベルヌ条約に基づいて日本人も当事者になる

〈著作権上の利益〉米国著作権法上、著作権または排他的権利の保有
〈告知開始日〉2009年1月5日

和解契約の対象となる著作物

＜書籍＞および＜挿入物＞

＜書籍＞概ね、2009年1月5日までに発行され、米国著作権の対象となっている書籍。ただし、定期刊行物、楽譜およびPDなどは除かれる(1.16条)。

＜挿入物＞概ね、＜書籍＞に含まれる(1)序文、あとがき、プロローグ、エピローグ、エッセイ、ポエム、引用、書簡、歌詞、その他Bookから抜粋である文、定期刊行物またはその他の著作物、(2)児童用図書のイラスト、(3)記譜(すなわち五線譜またはタブラチュア楽譜上の音符)、ならびに(4)表、図およびグラフであって、米国著作権の対象となるもの(1.72条)。

発効日前の行為に対する損害賠償義務および免責

- Googleは、オプト・アウト期限(2009年9月4日)までにデジタル化された書籍に関して、書籍の主要部分に対して60ドル、挿入物に対して15ドル(一部分に対しては5ドル)を、Registryを通じて支払う。
- また、Registryの設立および初期運営費として34.5百万ドル、ならびに原告の弁護士費用として30百万ドルを支払う。
- 他方、Googleおよび図書館は、和解発効日以前の侵害行為について免責される。
＜和解発効日＞＝和解契約に対する最終認可が確定した日

Googleに対する使用許諾

- ① 和解発効日をもって、Googleは、**<非市販書籍>** **については<権利者>の許諾なく**、また **<市販書籍>** **については<権利者>の許諾なく**、書籍および挿入物を **<Display Uses>** および **<Non-Display Uses>** することができる権利を取得する

...米国内に限定されていない

<権利者> opt-outしていないClassメンバー(告知開始日(2009.01.05)の権利者)

<Display Uses>

Snippet Display: 無償

Front Matter Display: 無償

Access Uses:


=Institutional Subscriptions: 有償

Consumer Purchase: 有償

Public Access Service: 一定範囲内で無償

Preview Uses: 無償

<Non-Display Uses> 検索結果として著作物の「表現」を使用しない
使用方法および研究開発のための内部的な使用

- 
- ② 和解発効日をもって、＜権利者＞は、Google に対して、米国内で、書籍および挿入物をデジタル化する非独占的権利を許諾する

 - ③ Googleは、1冊の書籍の紹介のページに、広告を載せる非独占的権利を許諾される
...米国内に限定されていない

<市販書籍> と<非市販書籍>の区分

<非市販書籍(Display Book)> = 告知開始日において市販(**Commercially Available**)されていない書籍...絶版(**Out-of-Print**)か否かを基準に判定

<**Commercially Available**> 「means, with respect to a Book, that the Rightsholder of such Book, or such Rightsholder's designated agent, is, at the time in question, offering the Book (other than as derived from a Library Scan) for sale new through one or more then-customary channels of trade in the United States.」

Googleの使用許諾に対する対価

Google は、Registryを通じて<権利者>に、
Access Usesによる使用料収入および
Advertising Usesによる広告料収入の70% ×
(100%-10%) = 63%を支払う

最恵待遇

Registryまたは<権利者>が設立した同様の団体は、第三者に対して同様の権利をより有利な条件で許諾する場合には、Googleに対しても同様の条件を適用しなければならない

Registryの設立

- ①原告は、和解発効日までに、＜権利者＞に代わって和解契約を履行するなどのために、Registry（登録機関）を設立する
- ②和解契約上のRegistryが負う義務および保有する権利に関して、＜権利者＞は、Registryにこれを履行する権限を与えたものとみなされる
- ③法令の許す範囲内において、＜権利者＞の米国著作権を第三者に許諾することができる

図書館の利用権限

- ① Googleは、＜完全参加図書館＞に、当該図書館蔵書のデジタルコピーを提供する
＜完全参加図書館＞とは、和解発効後2年以内にGoogleとデジタル化契約を締結した米国内の非営利図書館であって、かつRegistryと契約を結ぶもの。

- ② ＜完全参加図書館＞は、Googleから受領したデジタルコピーを以下の目的にのみ利用できる
 - 図書館資料の保存
 - 障害者による利用
 - 滅失・破損等の代替
 - 検索ツール
 - 調査・研究使用など

- ③ ＜権利者＞の禁止権(exclude)は、図書館での使用には及ばない

権利者の対応策

- ① **Opt-outの手続**: 2009年9月4日までに和解管理者にonlineまたは郵便にて通知する
- ② **異議申立の手続**: 2009年9月4日までに裁判所(SDNY)に主張書面を提出する
- ③ **Remove/exclusionの手続**: 所定の用紙に記入して和解管理者に通知する

4. 和解による成果

- デジタル形態の「新アレキサンドリア図書館」の誕生
- Orphan works・絶版書籍を含む包括性：700万冊をスキャン済み
- 20%が著作権のない図書
70%がOrphan works・絶版書籍
10%が市販図書

5. 各国での反応

■ 日本の反応

和解受け入れ(日本文芸家協会)と
離脱(日本ビジュアル著作権協会、出版流通協議会)に分
かれる。

■ 米国の反応

問題点を指摘(独占的地位、Orphan worksの権利保護の
必要性、外国権利者の利益代表の欠如)。また、司法省が
独禁法違反について調査を開始。

■ 欧州の反応

作家団体・出版社団体は英国以外では、和解に反対。

4件の訴訟提起。

和解が欧州の著作者の利益を害するとのドイツの問題提
起を受け(フランス、オーストリア、オランダが同調)、欧州
委員会が調査を開始。

EUは、2008年に「Europeana」を立ち上げ。

6. 問題の所在

(1) Googleの抗弁であるフェア・ユースは
成立するか

→スニペットならフェア・ユースが成立する可能性

(2) 「米国外からは見られないようにする」
義務はあるか

→「グーグルは、デジタル化した情報は、
米国以外からは見られないようにする
方針」(読売2009.05.04)

しかし、和解契約上にはそのような義務はない。

(3) 「**日本での販売**は絶版とは扱わない」義務はあるか

→米国出版社協会の説明:「絶版書籍」を「日本で流通していないもの」と新定義。

しかし、「**Commercially Available**」の定義(和解契約1.28条)は変更されていない。

(4) すべての当事者がGoogleと具体的紛争を生じているか(moot case)

- ・・・米国法上も、裁判の対象になるには、**事件性**の存在が必要。

Googleと提携する図書館の蔵書についてはその権利者との間に事件性(侵害の具体的おそれ)があるが、それ以外の書籍には事件性はないと思われる。

したがって、Classは広すぎる。

(5) orphan worksに対してclass代表適格があるか

・・・訴訟上の請求と抗弁については、利害が一致する。しかし、和解においては、＜非市販図書＞と＜市販図書＞とに立場が分かれて、両者の利害が対立する。

→和解に関しては「集団を代表する当事者が**集団の利益を公正かつ適切に擁護できる**」(民訴規則23条(a)(4))とはいえない

(6) 外国人著作者・絶版書籍に対して class代表適格があるか

・・・和解については、**orphan works**と同じく、
しかし、和解においては、＜非市販図書＞
と＜市販図書＞とに立場が分かれて、両者
の利害が対立する。

→和解に関しては「集団を代表する当事者が
集団の利益を公正かつ適切に擁護できる」
(民訴規則23条(a)(4))とはいえない

(7) ベルヌ条約違反

・・・ベルヌ条約は、**権利制限**と**強制許諾**のできる場合を制限する。

しかし、**非市販書籍**については拒絶通知しない限りはGoogleに使用許諾したこととなる。これは、ベルヌ条約で認められる権利制限や強制許諾に当たらない。

(8) Googleの市場独占を生じないか

←(a) Googleは明示の同意なくorphan worksを利用できるが、他社にはできない

(b)明示の同意なく絶版図書を利用できるが、他社にはできない

(c)特恵待遇条項により後発者に対して先行者の優位を保持

(9) 陰謀説(原告と被告のなれ合い訴訟ではないか)

- ・・・(a) **周到な準備**: 385頁の和解契約書
そこに含まれる論点を巡る契約交渉には2, 3年は掛かりそう。
- (b) **手続**: 和解契約時に全米出版社協会が参加し、“Class”の定義を拡大
- (c) **原告の動機**: デジタル化図書の70%をなす Orphan works・絶版書籍の使用料等も、原告らに分配される

7. 著作物の図書館利用に関する現行制度

- ① 利用者のためのコピー・サービス(31条1項1号)
- ② 図書館資料保存のための複製(31条1項2号)
- ③ 他の図書館へ提供するための絶版資料等の複製(31条1項3号)
- ④ 国会図書館での所蔵資料のデジタル化(31条2項)

… なお、31条2項を追加する法案は2009年6月12日に成立

8. 図書館利用に関する著作権制度の方向

① 著作物保護の根拠

■ 自然権説

- personality theory ...知的創作物は人格の現れ
- labor theory ...知的創作物は労働の成果

■ 産業政策説

- incentive theory ...市場独占権は創作活動を動機づける手段
- vehicle theory ...市場独占権は市場の失敗を治癒する手段

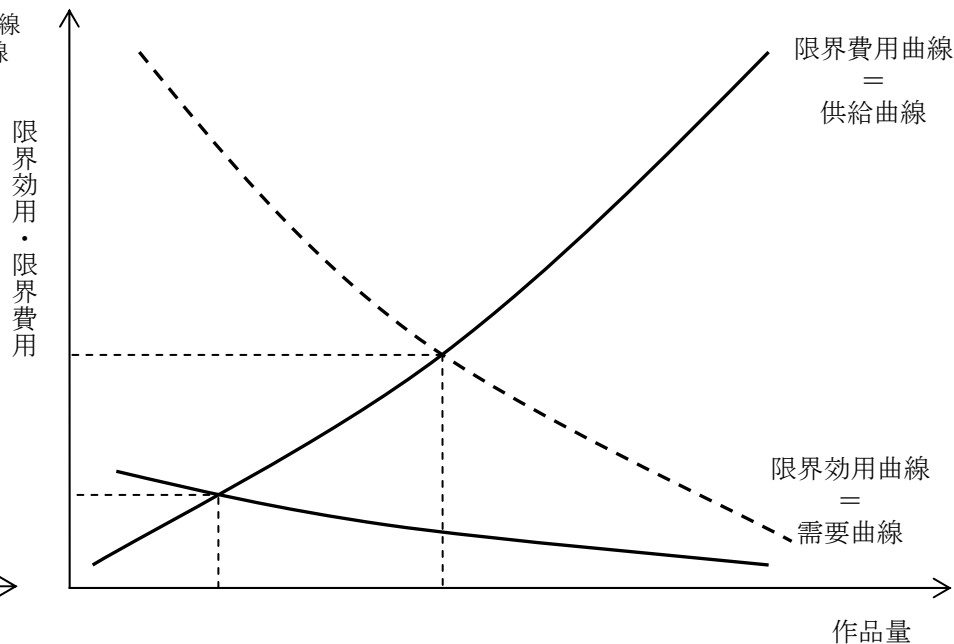
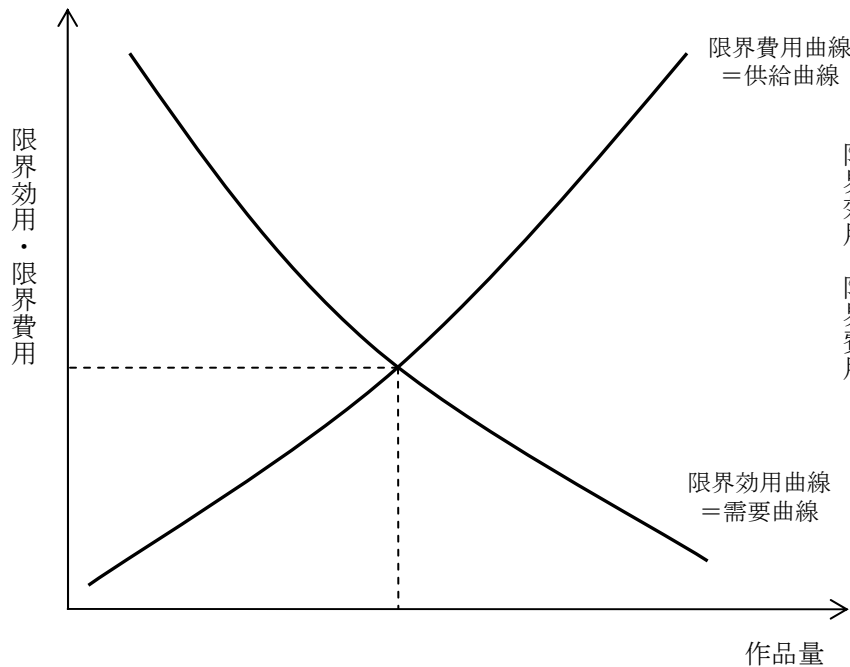
ビークル・セオリー

- なぜ**インセンティブ**が著作物に必要なか
incentive theory : 創作促進
vehicle theory : 市場の失敗
- なぜ**市場独占権**がインセンティブとして必要なか
incentive theory : 創作促進の手段
vehicle theory : 「利用」を商品化する手段
- なぜ**保護期間を切る**必要があるか
incentive theory : 公衆による自由利用が目的
vehicle theory : 経済厚生(余剰)の最大化

著作物における市場の失敗

有体物：「物」自体に排他性
→物は商品となる
→市場の成立

著作物：「利用」には排他性を欠く
→利用は商品とならない
→市場の失敗
...限界効用曲線と需要曲線の乖離



② 権利制限の正当化事由

■ 市場の失敗を生ずる利用行為

ex. フォトコピーによる私的複製

・・・ライセンス市場が成り立たない

■ 優越的価値のための利用行為

ex. 裁判手続における複製

・・・通常の方法といえない

■ 被害を生じない利用行為

ex. CD再製によるRAMでの複製

・・・商業的利得を奪わない

③ 図書館利用に関する権利制限の正当化事由とその前提事実の変化

- コピー・サービス： 市場の失敗→DRMにより市場が成立しうる
- 資料保存の複製： 被害なし
- 絶版資料の融通： 優越的価値
- 国会図書館資料： 優越的価値
- 図書貸出： 被害なし→技術発達により被害がありうる
- 図書online閲覧： 正当化事由なし



<http://www.itlaw.jp/google2.pdf>